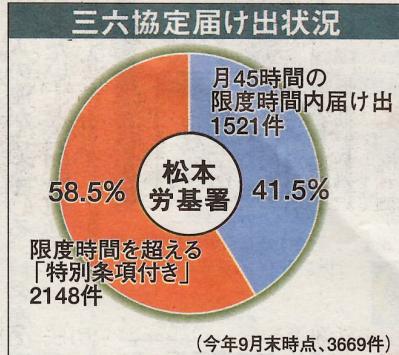


時間外労働大幅に限度超

松本労基署「三六協定」周知不足も

労働基準法が規定する1日8時間、週40時間の労働時間を大きく上回る時間外・休日労働が恒常化している。

時間外・休日労働は、労使間協定（三六協定）の締結を条件に、1ヶ月45時間、1年360時間などと決められた限度時間内で認められるが、松本労働基準監督署が受理した三六協定のうち6割が、限度時間を超える時間外労働を可能とする「特別条項付き協定」となっている。仕事を原因とする健康障害の発生リスクが潜んでいる。（横内里美）



管内（梓川地区を除く松本市、塩尻市、安曇野市明科、東筑摩郡、木曾郡）で9月末までに369件の届け出があり（運輸など適用除外事業を除く）、うち特別条項付きは2148件と58.5%に及ぶ。同署は「限度時間内に収まらない企業がいかに多いかが分かる」とする。

一方、管内には労働者を雇用している事業所が7500に上り、労働関連法に基づく業務を手掛ける社会保険労務士法人アントカー（塩尻市広丘高田）代表社員の山本亨さん（49）は「そもそも三六協定を知らない、協定の評価目安とされる「月80時

間超え」の時間外労働を労使間で合意した協定届も268件ある。健康障害防止の観点から極力、時間外労働は月45時間以下となるよう求めた制度の形骸化が懸念される。

労働法が専門の渡辺裕・信州大学特任教授（72）は、特別条項が時間外労働を事実上無制限に認めて助長している実態があるとし、「罰則付きの強制力を持つた上限規制を設けるべき」と話す。

一方、管内には労働者を雇用している事業所が7500に上り、労働関連法に基づく業務を手掛ける社会保険労務士法人アントカー（塩尻市広丘高田）代表社員の山本亨さん（49）は「そ

三六協定 労働基準法第36条に基づく。正式名は「時間外労働・休日労働に関する労使協定」。協定の締結、所管労働基準監督署への届け出がない労働時間の延長は違法となる。一方、決算業務や納期のひっ迫など特別の事情が予想される場合にあらかじめ「特別条項付き協定」を結べば、三六協定が定める限度時間を更に超えて働くことができる。

定に有効期限があることを知らない更新していないなど周知不足がある」とする。その上で「長時間労働といつても技術者など特定の労働者に負荷がかかる場合が少なくない」と

し、複数業務の技能を備えた従業員を育てる多能工化を職場改善のヒントに挙げる。

生産労務管理の工夫は今後一層求められそうだ。中信地方の一般機械器具製造業の取締役男性（55）は、「働き方改革として時

間外労働の在り方を見直すとしている国の動向を踏まえ「繁忙期の対応は難しくなるだろう」とし、「採用活動が厳しさを増す

人口減少社会にあり、設備投資を含め生産性の効率化に徹底して取り組む必要がある」と話す。